

## 愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務 仕様書

本仕様書は、愛媛県美術館（以下「美術館」という。）が発注する「愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務」を受注する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務

### 2 業務の目的

本業務は、愛媛県美術館展示室の照明器具をＬＥＤ化することにより、環境の負荷低減に寄与すべく、効果的な省エネ対策として高効率照明への改修を実施するものである。

### 3 予定契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

### 4 業務内容

展示室の照明のＬＥＤ化にあたり、建築図面確認及び現地調査を適切に行い、また工事開始から終了後まで、文化財を保存・展示する美術館の環境に配慮のうえ、以下の内容を実施することとする。

#### (1) 事前調査

事前に建築図面を確認のうえ、施工対象となる展示室内の実測、現状調査等を実施する。特に経年劣化も生じている可能性があるため、点検を行い、施工時や施工後に影響が生じない様に事前の対策を講じること。実施前には施工図を作成し、県及び美術館の職員と既存施設や事業に影響を及ぼさないかを確認し、使用する資材や照明の確定を行うこととする。

#### (2) 主な作業内容

施工場所：愛媛県美術館 本館（松山市堀之内）

①企画展示室１・２〔１階〕

②常設展示室１・２・３〔２階〕

施工概要：上記施工場所における

①天井ライティングダクトレールの交換

既存配線との適合規格と安全を確認し、ＪＩＳ規格のＬＥＤスポットライトが設置できる仕様とする。

②常設展示室１・２・３のライティングダクトレール内の非常灯のＬＥＤ化および移設設置

- ③ L E D照明への改修に応じた電気系統の適切な調整や交換工事  
配線系統、スイッチ類等  
※受電盤を改造する際には、事前に改造前後の図面を提出すること。
- ④ ①～③の施工にあたり必要な建築工事（下地処理・ライティング  
ダクトレール高さ調整金物の取付け）
- ⑤ 工事完了後の環境測定調査
- ⑥ 不要となった灯具やレール等の撤去・廃棄

予定工期：調査等は契約締結後から実施可能、ただし作業期間は下記日程で調整すること。

工程表、計画書案は契約締結後、3週間以内に提示すること。

① 企画展示室1・2 令和9年1月15日～令和9年1月21日まで

② 常設展示室1・2 令和8年12月末～令和9年1月25日まで

③ 常設展示室3 令和8年10月中旬～12月末

※詳細な工期については要調整。③は、クロス更新と同時期施工となる。

内 容：

ア ①、②の展示室で使用する灯具については、別添特記仕様書に基づき納品すること。

また、製品の決定前に美術館の承諾を得ること。

イ 作業責任者は、次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、報告すること。

- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、またはこれと同等の知識および経験を有する者とする。

- ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は第1種電気工事士の資格を有する者とする。

※資格者証の写しを添付して契約時に提出すること。

また、作業時においても写しにより資格者が作業している事を確認することとする。

ウ 必要に応じて、工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、報告すること。

エ この業務の施工管理にあたっては、一級電気施工管理士が従事すること。

オ 受電盤等の改造を行う場合は、事前に施工図（改造前後の回路図）を提出すること。

カ 納品する灯具については、製作メーカーの担当者が立ち会いのもと、色彩照度計または分光色彩照度計による円直面・水平面の測定（色温度、照度、演色評価数、分光分布）を実施すること。

キ 今後の運用にあたって発熱・発火等の不具合が生じないように確認する

こと。

ク 本改修は、アスベスト（石綿）事前調査の対象となるため、厚生労働省が定める「石綿障害予防規則」に則り、作業前に有資格者が、石綿（アスベスト）含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存すること。また、結果報告書をもとに、美術館への説明を行うこと。

※報告は原則として電子（申請）システム「石綿事前調査結果報告システム」から行うこと。

ケ 作業前に床面や壁面等の周囲が汚れないよう、また傷をつけることのないように養生を行い、資材の搬入や施工を開始すること。なお、公衆の立ち入りがある区域では、第三者の安全確保と安全管理を徹底すること。対応策については、担当職員に事前に確認をとること。また、作業の終了後には原状復帰を行うこと。

コ 上記作業に係る資材の搬入、本業務を履行するにあたって発生した廃棄物（ダクトレールや旧照明、養生等を想定）の搬出を行うこと。

サ 廃棄物の撤去処分は各種法令に従って、受注者の責任で適切に行うこと。

### (3) 環境調査

文化財を展示する空間での施工となるため、照明の更新作業にあたっては、有害物質の放出を極力減らし、空気環境の清浄化に努める。いずれも東京文化財研究所が定める「のぞましい空気質」※を満たすものとする。

※「美術館・博物館のための空気清浄化の手引き（平成31年3月）増補版」

[https://www.tobunken.go.jp/ccr/pdf/guideline/260331aircleaning\\_guideline\\_augmented.pdf](https://www.tobunken.go.jp/ccr/pdf/guideline/260331aircleaning_guideline_augmented.pdf)

ア 作業終了後、工期内において室内のホルムアルデヒド、有機酸、アンモニア濃度の数値を測定し、その結果を完成図書に記載すること。

※各展示室1か所の合計5か所で測定すること。

※測定方法はエアーサンプラーを使用すること。

※基準値 ホルムアルデヒド 80ppb 以下

有機酸 430 µg/立米以下

アンモニア 30ppb 以下

イ 上記の濃度については基準値以下に収めること。基準値を超える場合は、速やかに基準値内に収めたうえで、その結果を完成図書に記載すること。

ウ 有機酸およびアンモニア濃度を測定するためのパッシブインジケータを各18個納品すること。

### (4) その他

- ・製作図等の使用权は、当館に移譲するものとする。
- ・完了時には、完成図書（施工範囲図、工事写真、納入機器完成図、機器取扱説明書、各種メーカー出荷証明書等）を提出すること。
- ・仕様の詳細については、事前に美術館と十分に調整し、遵守すること。
- ・作業の途中で疑義が生じた場合、速やかに美術館に相談すること。

- ・その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、美術館と協議し、その決定に従うものとする。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。当該義務は、契約期間満了後においても免除されない。また本業務を担当した者が担当を終えた後および退職後においても同様とする。

#### (5) 保証期間

工事終了後、1年間を無償の保証期間とし、通常の使用（当館の過失又は故意による破損などは除く）により1年以内に異常が生じた場合は、速やかに無償で修理又は部品の交換を行い復旧すること。

### 5 事業の実施に係る留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、美術館と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、美術館が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 美術館により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 受注者は、本事業の実施に要した経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 受注者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず美術館に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。
- (6) 火災予防には特に注意し、火気の使用は絶対に行わないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項であっても、美術館が必要と認める軽微な事項については、受注者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 6 連絡先

愛媛県美術館 愛媛県松山市堀之内

電話：089-932-0010 ファックス：089-932-0511